

新潟駅万代広場等整備検討委員会開催要綱

(目的)

第1条 新潟駅万代広場等（以下「万代広場等」という。）の整備を進めるにあたり、次に掲げることについて、専門的・学術的見地から幅広い意見を聴取し、広場計画を再点検することを目的として、新潟駅万代広場等整備検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。ただし、平成13、14年度に行った新潟駅駅舎・駅前広場計画提案競技における最優秀賞受賞作品の基本コンセプトを尊重することとする。

- (1) 万代広場等の交通処理に係る事項
- (2) 万代広場等の意匠に係る事項
- (3) 万代広場等の機能に係る事項
- (4) その他万代広場等の整備に関し必要と認める事項

(委員会構成)

第2条 委員会は、別表に掲げる委員、オブザーバー（以下「委員等」という。）をもって構成する。

(委員任期)

第3条 委員の任期は、就任承諾の日から2年を超えない範囲とする。

(守秘義務)

第4条 委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員長及び委員長代理)

第5条 委員会には委員長及び委員長代理を置き、委員長は委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の進行を行う。

3 委員長がやむを得ず委員会に出席できない場合は、委員長があらかじめ指名したものがその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要な都度市長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員等以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

3 委員会の会議は原則公開とする。ただし、会議における審議の内容が、新潟市情報公開条例第6条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、新潟市都市政策部新潟駅周辺整備事務所に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年9月4日から施行する。

この要綱は、平成29年11月27日から施行する。

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

この要綱は、令和2年9月4日から施行する。

この要綱は、令和3年6月14日から施行する。

別表

新潟駅万代広場等整備検討委員会 名簿

(五十音順、敬称略)

区分	氏名	所属・役職
委 員	阿 部 正 喜	新潟商工会議所まちづくり委員会 委員長
	窪 田 亜 矢	東京大学 特任教授
	佐 野 可 寸 志	長岡技術科学大学大学院 教授
	中 村 美 香	有限会社ミカユニバーサルデザインオフィス 代表
	祢 津 知 広	国土交通省北陸地方整備局 新潟国道事務所長
	橋 本 学	新潟大学 准教授
	平 山 桂 子	新潟県建築士会新潟支部
	藤 澤 成	新潟経済同友会 専務理事

オブザーバー	国土交通省北陸地方整備局建政部 都市・住宅整備課長
	新潟県 交通政策局長
	新潟県 土木部 都市局長
	新潟県警察本部 新潟市警察部長
	東日本旅客鉄道株式会社新潟支社 総務部 企画戦略室長
	新潟市 中央区長